

議案第 34 号

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内にある空き家等の管理の適正化を図ることにより生活環境の保全及び清潔で安全な市民生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 所有者等が長期間使用していない建物その他の工作物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 住民自治協議会等 住民自治協議会及び自治会をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 空き家等の所有者等は、当該敷地に繁茂した草木又は廃棄物を除去し、近隣住民の生活環境の保全及び安全の確保に努め、次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう当該空き家等を適正に管理しなければならない。

- (1) 建物その他の工作物の老朽化が著しく、倒壊のおそれがあること。
- (2) 自然現象により建物その他の工作物の一部が飛散すること。
- (3) 廃棄物の不法投棄場所になること。

- (4) 害虫又は悪臭の発生場所になること。
- (5) 犬猫等のすみかになること。
- (6) 火災の予防上危険な場所になること。
- (7) 犯罪及び青少年の非行行為の防止上好ましくない場所になること。
- (8) 交通の障害になること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観及び生活環境を著しく損なうこと。

(情報提供)

第4条 市民は、前条に規定する適正な管理が行われていないと思われる空き家等を発見したときは、住民自治協議会等を通じ、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(調査等)

第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空き家等の外観を調査し、又は所有者等及びその関係者に質問することができる。

- 2 前項の規定により調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 市長は、前条に規定する調査等により、空き家等の適正な管理が行われていないと認めるときは、所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 市長は、所有者等が前項の指導に従わないときは、期限を定めて適正な管理が行われていない状態の改善を勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、前条に規定する勧告を受けた所有者等が正当な理由なく勧告に従わないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。